第○章　地震・津波防災対策

　（役割分担及び従業員及び来客者に対する周知等）

第○条　所長、危険物保安監督者及び職務代行者（以下「危険物保安監督者等」という。）は、津波警報・大津波警報が発令された場合、他の従業員及び来客者に対し津波警報が発令された旨、到達予測時間、到達予測について周知すること。

２　従業員は、津波警報が発令された旨を周知された場合、別表○に記載する役割分担で行動すること。

３　避難誘導班は、来客者等で第１項の情報を聞き取っていない者がいないか確認すること。

　（従業員等の安全確保に係る対応）

第○条　避難誘導班は、来客者を１箇所に集めるとともに津波の予測到達時間、規模等を勘案し、危険物保安監督者等の指示のもと、別紙〇に定める避難場所等（避難先、避難経路等）への避難誘導を行うこと。その際、危険物保安官監督者等として指名されている者にあっては、道路の液状化、建物の倒壊等の被害状況等を踏まえ、必要に応じ避難場所等の変更を行い、避難誘導にあたる従業員に対し、必要な指示を行うこと。

２　避難は集団で行い、危険物保安監督者等は、逃げ遅れ者のないことを確認すること。

　（施設の緊急停止の方法、手順等）

第○条　別表〇により、必要な緊急停止等の作業を行うこと。

　（従業員への教育及び訓練）

第○条　危険保安監督者等は、津波警報・大津波警報発令時に従業員が円滑に施設の緊急停止、来客者の避難誘導ができるよう必要な知識、役割分担、具体的な行動手順等について教育を行うこと。

２　従業員は、あらかじめ定められた避難場所、避難経路等による避難完了時間を確認しておくこと。

３　従業員は、あらかじめ、ポンプ停止手順及び停止に要する所要時間を確認しておくこと。

４　毎月　　月と　　月に津波発生を想定した訓練を実施し、従業員等が速やかに避難できるように前各項の要領を習熟しておくこと。

５　本津波対策に変更がある場合は、危険物保安監督者等として指名されている者は、従業員に対し教育を行い、津波発生を想定した訓練を実施すること。

　（来客等に対する周知）

第○条　所長は、津波が発生した場合の避難経路図を顧客等の目に付く場所に掲示し周知すること。

* 津波浸水区域に所在する津波対策に関する事項の追加に係る一般的な事項

　 平成２４年８月２１日消防危第１９７号通知による、追加６項目の詳細である。

別表○（第○条関係）

役割分担

　　＜営業時間中＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職等 | 氏名 | 班 | 役割分担 |
| 危険物保安監督者 | 消防　太郎 | 統括 | 危険物施設の停止及び確認来客者及び従業員の避難誘導 |
| 従業員 | 消防　花子 | 避難誘導班 | 来客者に対する周知及び避難誘導 |
| 従業員 | 消防　 | 避難誘導班 | 来客者に対する周知及び避難誘導 |
| 従業員 | 消防　 | 安全確認班 | 危険物施設の安全確認 |
| 従業員 | 消防　 | 安全確認班 | 危険物施設の安全確認 |

　　＜夜間及び休日＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職等 | 氏名 | 班 | 役割分担 |
| 危険物保安監督者 | 消防　太郎 | 統括 | 危険物施設の停止及び確認危険物施設の安全確認来客者及び従業員の避難誘導 |
| 従業員 | 消防　花子 | 避難誘導班 | 来客者に対する周知及び避難誘導 |

別紙〇（第○条関係）

地震対策避難場所経路図

別表○（第○条関係）

施設の緊急停止の方法・手順等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職等 | 氏名 | 班 | 施設の緊急停止の方法・手順 |
| 危険物保安監督者 | 消防　太郎 | 統括 | 津波警報又は大津波警報が発令されたことを確認した場合、直ちにポンプを停止 |
| 従業員 | 消防　花子 | 安全確認班 | ①震度６以上の地震発生時は緊急停止措置を実施②停電等により緊急停止に係る設備機能が作動しない場合又は停止番が操作できない場合は、手動により配管の元栓を閉じ、危険物の流出防止措置を実施 |
| 従業員 | 消防 | 安全確認班 | 給油中の来客者の給油を直ちに停止させるとともに、給油口を給油キャップで閉鎖させ、給油ノズルお計量器の所定の位置に戻す |

　　※危険物保安監督者として指名された者は、夜間及び休日における施設の緊急停止の方法・手順等について、優先順位を定めておくこと